

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

d. グリーン化の取組

- ・持続可能な牡蠣養殖の実現に向け、海洋環境の保全に配慮した生産工程の構築や、省エネ・脱炭素化に資する養殖資材・設備の導入検討を進め、環境負荷の低減に取り組みます。

f. BCP/事業継続

- ・昨今の牡蠣の生育不良や自然災害等のリスクに対し、地域の生産者や取引先と密な情報共有を行い、有事の際にも供給体制を維持できるよう、相互協力による事業継続計画（BCP）の意識向上に努めます。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

3. その他（任意記載）

・ 価格決定方法の適正化

原材料費やエネルギー価格の高騰、さらには天候不順による収穫量の変動等の影響を考慮し、取引先と定期的に協議を行うことで、妥当な利益を確保できる適正な価格決定に努めます。

・ 販路拡大による付加価値の還元

EU 輸出認可の取得や自社 HP による直販、地元スーパーとの連携を強化し、広島産牡蠣のブランド価値を高めることで、得られた成果をサプライチェーン全体へ還元できるよう努めます。

2026年4月28日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

有限会社フルスイ

企 業 名

代表取締役・古川史長

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。